

| | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 交渉情報 | NO.93 | ゆうちょ銀行長野エリア本部 |
| JP労組信越地方本部 | 2023年2月24日 | 添付資料:3枚 |

2023年度三六協定締結（ゆうちょ銀行）について

ゆうちょ銀行信越エリア本部は、本日（2月24日）「2023年度三六協定締結について」地方本部に説明してきました。

標記の扱いは中央総合情報第146号（2022.2.20）の通り、周知されているものです。三六協定は、これまでどおり、時間外労働の罰則付き上限規制をふまえ、今年度においてもその対応状況や想定される繁忙要素等を考慮した締結とし、労基法三六条の趣旨を踏まえ、労働者の健康確保が重要であるとの認識のもと、事業場・部署によっては過度な時間外労働となっている状況から、慢性的な要員不足を解消していくことが重要であり、また、働きやすい環境を整備し、仕事と生活の両立をはかり、生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてまいります。

1.会社との対応状況

（1）地本は、目安時間等の設定背景について求めました。

エリア本部は、①事前に引継ぎ関係に関する業務の洗い出しを行い、2月27日以降の内命時に店所向けにto doリストの周知を行い、引継ぎ業務をスムーズに実施する。②土日出勤（原則、振替対応）や、社員の時差出勤を行うことで、超勤削減しながらお客さまへの面談率を効率的にアップさせ、社員のスキル向上のため各種研修の充実化を図ることにより、店舗の超勤時間削減に努める。③超勤が抑えられている店舗の好事例取組の横展開等を2023年度も継続して取り組むとしています。

また、目安時間は全店舗で一律の上限目安時間を設定するのではなく、月ごとの業務の繁閑等を考慮して設定します【別紙1】

（2）地本は、2023年度の各部署別に時間外労働削減策について求めました。

エリア本部は、超勤時間削減、平準化に向け以下のとおり取り組みます。

【共通】

毎月の時間外労働が30時間以内とすることを意識し、時間外労働が1月30時間超となった社員は管理者で共有した上で個別管理し、時間外労働の偏りを是正します。

また、2022 年度に新設した「準備時間」については、不備がないよう、引き続き周知・指導等を徹底します。

【直営店・窓サ】

4 月からの金融サービス部設置に伴い、窓口 F C の応援が原則、ありません。ただし、2 月 20 日から窓タブ導入に伴う事務効率化を考慮し、より一層の業務の平準化を図っていきます。また、窓タブ導入の効果については、エリア本部も注視し、必要な指導を行います。

【直営店・渉外、法サ、ローン】

日中帯に連絡が取れないお客さまの対応は中勤又は休日出勤を活用することとし、土・日・祝日等の休日出勤を行う場合は、原則、振替出勤で対応します。

なお、お客さま対応の状況により用務が短時間で終了するような場合は、超勤対応もやむを得ないが、社員の健康保持の観点から避けるべきであり、また、高コスト労働であること等を踏まえ、必要最小限とするよう社員、管理者間で十分連携し対応することとします。

【J C ・ パートナーセンター】

業務の繁閑等により、必要な場合は所内応援による共助共演の体制を構築します。

【エリア本部】

直営店の営業支援機能の本社移管等により、一定の時間外労働削減を図りつつ、さらに、社員のワーク・ライフ・バランス向上に向けた柔軟な働き方の実現の一環として、テレワーク端末の有効活用等を推進します。

- (3) 地本は、会社との対応を踏まえ、2022 年度の状況を勘案しつつ、適切な勤務時間管理の徹底を行っていくことで整理しました。

2. 労使対応（支部交渉）について

- (1) 交渉の場を持つ場合には、新型コロナウイルス感染症感染予防の取組の各対策に沿って対応すること、また、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できるだけ出席委員の人数を絞る等、効率的な交渉となるよう対応することとします。
- (2) スケジュールは以下の通りとしますので、支部労使間で調整し、対応するよう要請します。

支部窓口交渉および三六協定締結… 3 月 13 日（月）～ 24 日（金）